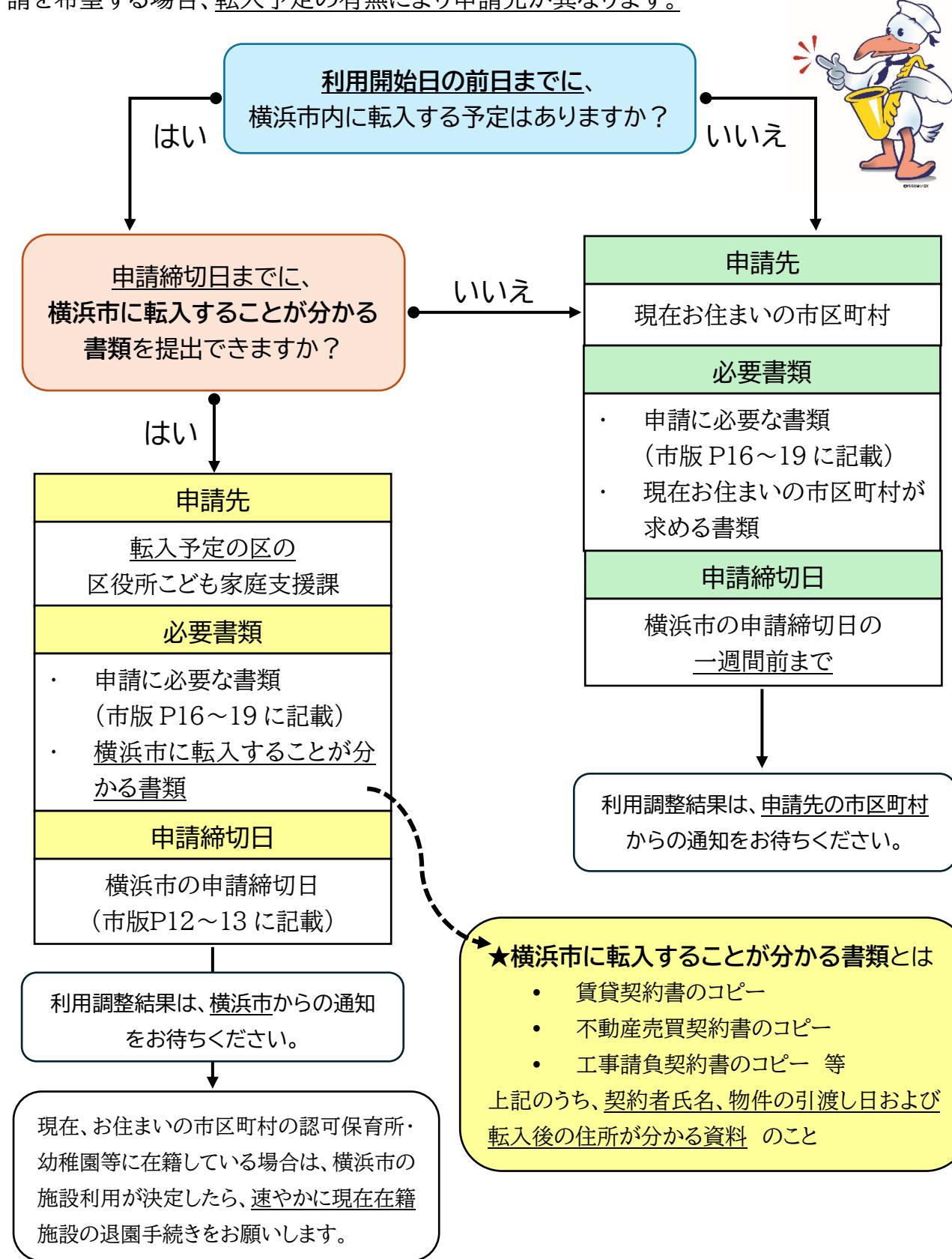


## 現在横浜市外にお住まいで、横浜市の保育所等への申請を希望される方へ

現在、横浜市外の市区町村にお住まいの方が、令和8年度に横浜市の保育所等への申請を希望する場合、転入予定の有無により申請先が異なります。



## \*申請にあたっての注意事項\*

- 横浜市に転入する予定がある場合も、提出書類から利用開始日の前日までに横浜市に転入する旨が確認できなかった場合、直接申請の対象外となり現在お住まいの市区町村を通して再度ご申請いただく必要がございます。  
※直接申請の対象外となった場合、4月申請は一次利用調整の対象外となり、二次利用調整からの対象となります。
- 国外にお住まいの方は、転入予定の区の区役所こども家庭支援課にお問合せください。

### <中区に転入予定の方>

#### 提出書類:

- ・ 申請に必要な書類  
(市版 P16~19 に記載)
- ・ 横浜市に転入することが分かる書類

#### 申請先:

中区役所こども家庭支援課  
提出方法:郵送  
〒231-0021  
横浜市中区日本大通 35

- 横浜市に転入した際は、給付認定のお手続きをする必要があります。転入手続きが済みましたら、転入区の区役所こども家庭支援課保育担当の窓口で手続きをお願いします。